

令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域と学校が一体となって子どもの活動を推進する環境を醸成し、もって子どもの健全な育成を図るため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市子どもの活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、市内小学校区における、学区まなびい講座運営委員会、地区公民館運営委員で組織される実行委員会、弘前市町会連合会青少年育成委員会、PTA及び保護者等で構成される団体のほか、これらの団体及びこれらに所属する構成員で組織される団体とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、学校の協力を得て行い、学区住民又は前条に掲げる団体の構成員の役務提供がある事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 子どもが自主的又は主体的に関わることができる事業
- (2) 子どもの社会性を育むことができる事業
- (3) 子どもが地域との関わりや多世代との交流を深めることができる事業
- (4) 既存の事業を活性化するために、新たな内容や改善点を反映させて実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 年度内に完了しない事業
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度において、市の他の補助金又は国、県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みである事業
- (3) 営利、宗教又は政治に係る活動を目的とする事業
- (4) 法令、条例等に違反する事業
- (5) その他公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費（ただし、補助事業者の構成員に係る経費は、対象外とする。）
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費及び原材料費
- (4) 燃料費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 保険料
- (8) 使用料及び貸借料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とし、その上限は50,000円とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額の合計額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 補助金以外の収入がある場合において、補助事業の支出総額からその収入を控除した額

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体構成員調書（様式第4号）

3 弘前市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、前項に規定する書類以外の書類の提出

を求めることができる。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を教育長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を教育長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金交付決定通知書(様式第7号)とする。

(変更交付決定)

第9条 教育長は、第7条第1号の規定による申請を承認するときは、令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として教育長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、教育長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和5年度子どもの活動推進事業費補助金事業遂行状況報告書(様式第9号)を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第10号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 補助事業の実施状況が確認できる書類(写真、チラシ等)

3 教育長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は令和7年4月14日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金交付額確定通知書(様式第13号)とする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、令和6年度弘前市子どもの活動推進事業費補助金請求書(様式第14号)を教育長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付する。

第15条 補助金の交付は、1小学校区につき1回に限るものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の補助事業について適用する。